明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七四）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七五）　二六
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同七六）

省令

○総務省令第七十四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十六日

総務大臣　山本　早苗

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改める。

第五条第一項の表第一号中「平成二十二年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同表第二号2及び3中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同表第五号中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同表第十三号中「設置する小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表第十四号中「小学校（」を「小学校及び義務教育学校の前期課程（」に改め、「組合立の小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を、「当該小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加え、「小学校と」を「小学校又は義務教育学校の前期課程と」に改め、同表第十五号中「設置する小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表第十六号中「市町村立の小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表第十七号中「設置する中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同表第十八号中「中学校及び」を「中学校、義務教育学校の後期課程及び」に、「中学校又は」を「中学校、義務教育学校の後期課程又は」に改め、同表第十九号及び第二十号中「中学校及び」を「中学校、義務教育学校の後期課程及び」に改め、同表第二十六号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同表第二十七号中「限る。）の数」の下に「（特別利用教育を受ける子どもの数を含む。）」を加え、同表第三十二号中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に、「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）」に、「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同表第三十三号及び第三十四号中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同表第三十五号1中「平成二十年十一月一日」を「平成二十年十一月一日」に改め、同表第四十号1中「昭和五十九年度から」を「昭和六十年度から」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、「、地域財政特例対策債（この表中四十七に定める地方債をいう。以下同じ。）」を削り、「この表中四十八」を「この表第四十五号」に改め、同号1の第一号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同号1の第四号及び第八号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第四十一号中「地域財政特例対策債及び」を削り、同表第四十二号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号1中「並びに平成二十六年度」を「、平成二十六年度」に改め、「（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、同表第四十四号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同号1中「、平成六年度において「平成六年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成七年三月十四日付自治地第五十三号都道府県知事あて自治事務次官通知）」